

特別養護老人ホーム新つくばホーム  
短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人筑南会が設置運営する指定短期入所生活介及び介護予防短期入所生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練（予防訓練）を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図る。

(運営方針)

第3条 本事業において提供する短期入所生活介護及び介護予防短期生活介護事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるとともに利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。

4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

5 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

6 居宅サービス計画が策定されている場合は、当該計画に沿った短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供する。

(事業所の名称)

第4条 この事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1 名称 特別養護老人ホーム 新つくばホーム（以下「事業所」または「事業者」という）

2 所在地 茨城県つくば市学園の森3丁目29番地2

## 第2章 従業員の職種、員数及び職務の内容

(職員の種類、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。(員数は施設との兼務に必要な数とする)

- (1) 管理者(施設長) 1名  
管理者は職員等の管理、及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名(非常勤)  
入所者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名  
生活相談員は、適切なサービスが提供されるよう利用者及び身元引受人(家族等)に必要な助言、その他の援助をおこなう。
- (4) 看護職員 2名以上(常勤換算)  
看護職員は、常に入所者の健康状態に注意し、必要に応じて健康保持のために適切な措置をとる。
- (5) 介護職員 看護職員と合わせて利用者の数が3またはその端数を増すごとに1以上とする(常勤換算)  
介護職員は入所者の心身の状態を的確に把握し、適切な介護を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名以上  
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。
- (7) 栄養士 1名以上  
栄養士は、食事の提供にあたって入所者の身体の状態及び施行を考慮した献立づくりと栄養管理を行う。
- (8) 調理員その他の従業員 必要な数  
調理員は、栄養士の作成した献立に基づき調理を行う。

## 第3章 利用定員

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、多床室 11名とする。

## 第4章 設備及び備品等

(居室)

第7条 事業所には、利用者の居室にベット・ロッカー・ナースコール等を備品として備える。

(静養室)

第8条 事業所には、利用者が居室で静養することが一時的に困難な状態の時に使用できる静養室を介護職員または看護職員室に隣接して設ける。

(食堂)

第9条 事業所には、本館従来型建物にその入所者の人数が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、入所者が使用できるテーブル・椅子、及び箸や食器類等の備品類を備える。

(浴室)

第10条 事業所には、浴室には入所者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に特殊浴槽を設ける。

(洗面所及び便所)

第11条 事業所には、本館従来型建物の各所に洗面所や便所を設ける。

(機能訓練室)

第12条 事業所には、利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備える。

## 第5章 説明及び契約

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第13条 事業者は、サービス提供の開始に際して、利用申込者又は身元引受人（家族等）に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項説明書を交付、説明を行い、同意を得た上で契約書を締結する。

2 事業者は、サービス利用希望者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無、有効期間を確認することができる。

## 第6章 サービス

(短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第14条 短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成を担当する介護支援専門員は、利用者や家族の希望及び利用者について把握した課題に基づき、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の原案を作成し、またその作成後においても他の職員との連絡協議を継続的に行い、計画実施状況等の評価を行い、必要に応じ計画の変更を行い、その都度利用者又は身元引受人（家族等）に交付し、説明、同意を得るものとする。

(サービスの基本方針)

第15条 事業者は、可能なかぎりその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、または向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援する。

2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。

3 サービスを提供するに当たって、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を策定し、そのサービスが漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮する。

4 サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者または身元引受人（家族等）に対し、サービス提供方法について、理解しやすいように説明を行う。

5 サービスの提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にサービス内容を見直すことでその改善を図る。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容)

第16条 介護にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う

2 身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴がさせられないときは清拭）

3 排泄の自立についての必要な支援

4 おむつを使用せざるを得ない利用者について、適切なおむつの交換

## 5 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

### (食事の提供)

第17条 食事の提供は、栄養及び利用者の心身状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に実施するものとする。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう支援する。

### (相談及び援助)

第18条 事業者は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は身元引受人(家族等)に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

### (機能訓練)

第19条 事業者は、利用者の心身の状況等に日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施する。

### (健康管理)

第20条 事業所の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

### (その他のサービスの提供)

第21条 事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションを行う。

### (利用料その他の費用の額)

第22条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法廷代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする

2 食事の提供に要する費用として、別紙のとおり。

3 滞在に要する費用として、別紙のとおり。

4 つくば市外からの利用にあたり送迎に要する費用

つくば市との境界より

送迎距離片道5km未満1回につき 700円

送迎距離片道5km以上10km未満1回につき 1000円

送迎距離片道10km以上の場合は10kmを超えた距離1kmあたり50円を加える。

5 利用者が選定する以下のサービスの費用については、実費とする。

- (1) 特別な食事
- (2) 理髪・美容
- (3) レクリエーション、クラブ活動での材料代等

(通常の送迎の実施地域)

第23条 通常の送迎の実施地域はつくば市内とする。

## 第7章 留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

第24条 利用者は、以下の事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取り扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと
- (2) 建物、備品その他の器具を破損し、また持ち出さないこと
- (3) けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと

2 利用者が以下のいずれかに該当する場合には、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 施設の秩序を乱す行為をしたとき
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき

## 第8章 従業員の服務規程と質の確保

(職員の服務規程)

第25条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

- (1) 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(職員の資質向上)

第26条 事業者は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 利用者に対する処遇に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さないものについては、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講ずる。

(衛生管理)

第27条 事業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

2 事業者は、感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持等)

第28条 事業者及び職員は、業務上知り得た利用者または身元引受人（家族等）の秘密を保持することを厳守する。従業者が退職した後も、正当な理由なく、その秘密をもらすことのないように、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ることとする。

## 第9章 緊急時、非常時の対応

(緊急時の対応)

第29条 職員は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医またはあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

(事故発生時の対応)

第30条 施設サービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び家族に連絡するとともに、経過記録を行い、再発防止対策に努めその対応について協議する。

2 賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。

(非常災害対策)

第31条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てるとともに、非常災害に備えるために定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努める。

(業務継続計画)

第32条 事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してケアを受けられるよう、事業を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定するとともに、当該事業継続計画に従い必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。

(感染症対策)

第33条 感染症又は食中毒の発生、蔓延を防ぐために必要な以下の措置を講ずる。

- (1) 委員会の開催
- (2) 指針の策定
- (3) 職員に対する定期的な研修の実施
- (4) 定期的な訓練（シミュレーション）の実施。

## 第10章 その他

(記録の整備)

第34条 事業者は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(苦情等への対応)

第35条 事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について入所者に報告をする。

- 2 事業者は、利用者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

(虐待の防止)

第36条 施設は虐待を未然に防止するため、又虐待等を早期に発見するため以下の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を置き定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。委員会の責任者は施設長とする。
- (2) 虐待防止のための指針を策定する
- (3) 虐待防止のための職員に対する研修を年2回以上、新規採用時にはその都度実施する
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く

- 2 施設は、サービス提供中に当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告する



(身体拘束の適正化)

第36条の2 サービスの提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。

2 要件を満たし、身体拘束等を行う場合には、手続きの面でも慎重な取り扱いを要する

(1) 身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。委員会の責任者は施設長とする。

(2) 「緊急やむを得ない場合」の判断は、指針に従って施設全体として行う

(3) 利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める

(4) 緊急やむを得ない場合に該当するかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する

(5) 身体拘束適正化に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。

担当者は生活相談員とする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第37条 事業者は職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講ずる。

(1) ハラスメント防止のための指針を策定し、職員に周知・啓発する

(2) ハラスメントに対する相談の窓口を定め、職員に周知する

(3) カスタマーハラスメント防止のための雇用管理上の配慮を行う。

(4) ハラスメントに関する措置を適切に実施するための担当者を置く。

担当者は生活相談員とする。

((地域との連携)

第38条 事業所の運営にあたっては、地域住民またはその自発的な活動等と連携及び協力を行うなど、地域との交流に努める。

(その他)

第39条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は筑南会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成13年12月5日から施行する。

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年11月26日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年8月1日から施行する。

この規定は、令和5年5月1日から施行する。

この規定は、令和5年10月1日から施行する。

この規定は、令和5年12月1日から施行する。

この規定は、令和6年8月1日から施行する。

別紙

費用区分	費用の額	
食事の提供に係る費用	朝食	385円
	昼食	530円
	夕食	530円
食事の提供に係る費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者	
	日額	0円
	第2段階認定者	
	日額	600円
	第3段階認定者①	
	日額	1,000円
	第3段階認定者②	
	日額	1,300円
居室の提供に係る費用	従来型多床室	日額 915円
	ユニット型個室	日額 2,066円
居室の提供に係る費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者	
	従来型多床室	日額 0円
	ユニット型個室	日額 880円
	第2段階認定者	
	従来型多床室	日額 430円
	ユニット型個室	日額 880円
	第3段階認定者①	
	従来型多床室	日額 430円
	ユニット型個室	日額 1,370円
	第3段階認定者②	
	従来型多床室	日額 430円
	ユニット型個室	日額 1,370円

